

令和8年度
埼玉県立吉川美南高等学校
生徒募集要項
【I部定時制の課程】

The logo of Yoshikawa Minami High School is centered on the page. It features a stylized crest with purple and teal colors. The text 'Yoshikawa Minami High School' is written in a serif font, with 'Yoshikawa' on the top line, 'Minami' in a larger font on the second line, and 'High School' in a smaller font on the third line.

Yoshikawa
Minami
High School

〒342-0035 埼玉県吉川市高久 600
TEL048-982-3308 FAX048-984-1180

令和8年度 埼玉県立吉川美南高等学校 生徒募集要項【I部定時制の課程】

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員

本校I部定時制の課程の募集人員は、80名（転編入学による募集人員2名を含む。）とする。

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和8年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和8年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和8年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 志願者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。
 - ア 本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
 - イ 定時制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者
 - ウ 別に定めるところにより、本校校長が出願を承認した者
 - エ 別に定めるところにより、本校校長が出願資格を認定した者

第2 一般募集

1 出願

(1) 出願手続

原則、以下のア～ウが全て完了した時点を、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。

なお、入学者選抜実施要項（第7）における中学校等からの出願をする場合の、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月31日、県ホームページに掲載）にて定める。

- ア 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。
- イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認し、調査書をアップロードした上で、承認する。
- ウ 入学選考手数料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）を、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

ア～ウを行うことができる期間
令和8年1月27日（火）正午から2月10日（火）正午まで

(2) 出願書類

- ア 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。
- イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）

全日制の課程及び定時制の課程を併置する高等学校のそれぞれの課程に志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。
過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。
- ウ その他必要な書類等
- エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による提出を行う。郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参により提出することもできる。ただし、電子データの提出とあるものは、郵送又は持参は不要である。

ア 調査書（出身中学校長が提出）

提出期間	令和8年1月27日（火）正午から2月10日（火）正午まで
提出方法	電子出願システムの案内に従って、電子データを提出する。このとき、中学校長の公印は省略する。

ただし、入学者選抜実施要項（第7の3又は4）による出願の場合は、紙の調査書に公印を押印の上、1（3）ウの方法により、出身中学校長又は志願者がその他必要な書類とともに、郵送又は持参により提出する。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（出身中学校長が提出）

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	
提出期間及び受付時間	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。	令和8年2月16日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（火） 午前9時から正午まで
提出先	本校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。

ウ その他必要な書類（志願者又は出身中学校長が提出）

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により提出する場合

	(ア)-1 中学校がまとめて郵送する場合	(ア)-2 中学校がまとめて持参する場合
提出書類	その他必要な書類 ※ 送付票（様式21）を同封すること。	
提出期間及び受付時間	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。	令和8年2月13日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 本校校長は、受領書（様式22）を交付する。

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により提出する場合

	(イ)-1 志願者が郵送する場合	(イ)-2 志願者が持参する場合
提出書類	その他必要な書類 ※ 送付票（様式21）は不要である。	
提出期間及び受付時間	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。	令和8年2月16日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（火） 午前9時から正午まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	志願者が窓口を持参すること。

補記

- ・中学校がまとめて提出する場合、上記イ及びウは、同一の封筒で提出することができる。
この場合、封筒の表には「出願書類在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。
- ・中学校がイのみを提出する場合、送付票（様式21）は不要である。
- ・郵送に使用する封筒のサイズは、角形2号又は長形3号が望ましい。

2 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願することはできない。
- (2) 本校全日制の課程と定時制の課程の双方に出願することはできない。

3 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情により下記期間に書類の提出ができない場合は、出身中学校長は事前に高等学校に連絡し、令和8年2月20日（金）午前9時から正午までの間に提出すること。

令和8年2月18日（水）午前9時から2月19日（木）午後4時まで 書類提出期間は、2月18日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月19日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、入学者選抜実施要項（3(1)~(3)）に準じて選択又は入力を行い出願書類を提出する。

詳細は、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月31日、県ホームページに掲載）にて定める。

ただし、入学選考手数料及び出願書類の提出等については、以下による。

ア 入学選考手数料

- (ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。
- (イ) 県立高等学校の定時制の課程から県立高等学校の全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分の額（1,250円）を、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付する。
- (ウ) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納付すること。
- (エ) 一度納付した入学選考手数料は返還しない。

イ 出願書類の提出

- (ア) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）を、先に志願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」（様式9）の交付を受けた後、新たに持参により、出願書類を提出すること。

	先に志願した高等学校	新たに志願する高等学校
志願先変更を希望する者が提出するもの	志願先変更願（様式8）	志願先変更証明書（様式9） 調査書等…新たに作成したもの

- (イ) 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに提出する高等学校長に、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

4 志願取消

志願取消を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、志願取消を行う。その上で、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）を速やかに本校校長に持参により提出する。

詳細は、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月31日、県ホームページに掲載）にて定める。

5 受検票

志願者は、「受検票」を令和8年2月20日（金）午後3時以降に電子出願システムの案内に従い、各自で印刷する。

6 学力検査

- (1) 志願者は、令和8年2月26日（木）に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は「7追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。
英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査会場は、本校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休憩	10:35～ 11:25 (50分)	休憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼食	13:30～ 14:20 (50分)	休憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

(6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。

(7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、入学者選抜実施要項(第14)による。

7 追検査

(1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和8年3月3日(火)に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和8年2月27日(金)に実施する実技検査・面接を受検した志願者は追検査を受検できない。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者

イ 一部受検者(学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。

(2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」(様式16)を令和8年2月27日(金)正午までに本校校長に提出する。

(3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)を交付する。

(4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(5) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集、定時制の課程における特別募集においては、令和8年3月3日(火)に面接を実施する。

(6) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

8 選抜

本校校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所

日時	令和8年3月6日(金)午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は別に定める。
備考	本校校長は、「選抜結果通知書」(様式7)を入学許可候補者に交付する。 交付方法については、別に定める。

(2) 入学許可候補者は、令和8年3月6日(金)に、受検票を持参し、本校校長から書類等を受け取ること。

(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

10 成績及び諸活動等の記録通知書

出身中学校長は、入学者選抜実施要項(第15)に定めるところにより、「成績及び諸活動等の記録通知書」(様式2)を作成し、令和8年2月2日(月)までに、志願者の保護者に通知する。

11 個人情報の取扱い

出願の際に入力された志願者情報及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選抜を通じて本校校長が取得した個人情報は、入学に係る事務手続き、志願者及び出身中学校等に対して検査結果等を提供する業務にのみ使用する。

12 その他

県内の中学校を卒業する見込みの者(卒業者を含む)で、特別な事情を有する者の出願資格については、別に定める。

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和8年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願及び書類の提出

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、志願先高等学校長に提出すること。「自己申告書」の提出は、入学者選抜実施要項(第3の3(3)(7ページ))による。

また、出願に当たり、電子出願システムの案内に従い選択又は入力を行うこと。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 面接

個人面接を実施する。

その他、入学者選抜実施要項(第5の2～5(16ページ))による。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、入学者選抜実施要項(第3(6ページ))による。

第4 定時制の課程における特別募集

1 募集人員

原則として、定時制の課程の全ての学校・学科で実施する。募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 第1の2(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のイに該当する者
- (2) 令和8年3月31日現在、19歳以上の者(平成19年4月1日までに生まれた者)

3 出願及び書類の提出

入学者選抜実施要項(第3の3(6ページ))に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 出願
電子出願システムの案内に従い、「定時制の課程における特別募集」を選択する。
- (2) 写真
電子出願システムの案内に従い、写真を登録する。
- (3) 出願書類の提出
以下の書類を持参により本校校長に提出する。
ア 志願理由書(様式11)
イ 中学校卒業証明書
ウ その他、志願先高等学校長が指示するもの
- (4) 出願書類の提出期間及び受付時間は、以下のとおりとする。

提出期間 令和8年2月16日(月)及び2月17日(火)

受付時間 2月16日(月)は、午後2時から午後7時まで

2月17日(火)は、午後2時から午後5時まで

- (5) 全ての出願書類が提出された志願者を、定時制の課程における特別募集の選抜の対象とする。

4 志願先変更

入学者選抜実施要項（第3の7（8ページ））に準ずる。出願書類の提出期間及び受付時間は、以下のとおりとする。

提出期間	令和8年2月18日（水）及び2月19日（木）
受付時間	2月18日（水）は、午後2時から午後7時まで 2月19日（木）は、午後2時から午後5時まで

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。

6 作文

- (1) 高等学校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。
- (2) 令和8年2月26日（木）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時25分とする。

7 面接

- (1) 面接は個人面接とする。
- (2) 本校校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、面接の質問内容を定める。
- (3) 令和8年2月26日（木）に実施する。

8 選抜

本校校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 作文による追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を欠席した志願者は、令和8年3月3日（火）に実施する作文による追検査を受検することができる。
- (2) 作文による追検査の手続は、入学者選抜実施要項（第3の13(2)及び(3)（11ページ））に準じ、原則として出身中学校長が手続を行うこととする。
- (3) 作文による追検査を受検した志願者に対しては、令和8年3月3日（火）に面接を実施する。内容は、入学者選抜実施要項（7(1)及び(2)）に準ずる。

10 その他

ここで定めた内容以外の事項については、入学者選抜実施要項（第3（6ページ））に準ずる。